

## 特別区制度調査会設置規程

### (目的及び設置)

第1条 財団法人特別区協議会寄附行為(以下「寄附行為」という。)第4条第1号に定める特別区の自治に関する調査、研究に資するため、財団法人特別区協議会に特別区制度調査会(以下「制度調査会」という。)を設置する。

### (調査研究事業)

第2条 制度調査会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別区の自治に関する調査研究及びその結果の公表
- (2) 公私の機関からの調査研究依頼に対する意見の提出
- (3) その他制度調査会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第3条 制度調査会は、学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する委員をもって構成する。

2 前項の理事長が委嘱する委員は、10名以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長)

第5条 制度調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、制度調査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

### (運営)

第6条 制度調査会は、会長が招集する。

2 制度調査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

3 制度調査会に、第2条に定める事業を行うための小委員会を置くことができる。

4 小委員会の構成及び小委員会委員は、制度調査会の承認を得て、会長が定める。

5 小委員会は、その成果物を制度調査会に報告するものとする。

### (専門委員)

第7条 制度調査会に、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

2 専門委員の委嘱は、委員の推薦を得て、理事長が行う。

3 専門委員は、会長の命を受け、専門事項の調査研究にあたる。

4 専門委員の任期は、前項の調査研究が終了するまでとし、2年以内とする。  
ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 制度調査会の委員及び専門委員への報酬及び費用弁償並びに第6条第2項の関係者及び同条第4項の小委員会委員への謝礼金の支払い基準は、別に定める。

(庶務)

第9条 制度調査会の庶務を行う組織については、別に定める。

(補則)

第10条 前各条に定めるもののほか、制度調査会の運営に関し必要な事項は、会長が制度調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月10日から施行する。